

合同会社 NWE-09インベストメント「(仮称)唐津風力発電事業 環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年1月30日付けで合同会社 NWE-09インベストメントより届出された「(仮称)唐津風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成30年4月5日
- (2) 佐賀県知事意見 * 平成30年6月20日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第8回)
* 平成30年7月4日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
植生の調査地点の代表的な地点が示されているが、代表的な地点になっているのかどうか。できるだけ区域内の植生を網羅できるように、適宜調査を追加すること。	環境類型だけでなく、対象事業実施区域内の改変区域を代表できるように、調査地点を設定します。
知事意見のムササビについて、大径木の調査が必要になってくるのではないか。	ムササビは、巣穴や巣材となる樹皮を剥いだ後や大径木の近くでは落ちているフンの量の確認となります。知事意見では巣箱となっていますが、ムササビの場合は、フィールドサインの方が有効的に調査ができると考えています。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、佐賀県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。